

令和2年1月16日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社指名停止措置について

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

下記のとおり指名停止措置を行いました。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所：セコム株式会社
東京都渋谷区神宮前1-5-1
2. 指名停止措置期間：1ヵ月 令和2年1月16日～令和2年2月15日
3. 指名停止措置の範囲：大阪PCB処理事業所に係る案件
4. 事実概要
令和元年11月1日、セコム株式会社の使用人が出勤先の民家で窃盗と住所侵入の疑いで逮捕されたことが判明した。
5. 指名停止措置理由
上記4は、「指名停止措置要領」別表第2第14号（不正又は不誠実な行為）に該当すると認められる。

「指名停止措置要領」別表第2第14号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 14 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヵ月以内

以上